

平成15年度において講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策

第156回国会（常会）提出

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

第1章

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第1節 ■ 国内本部機構の組織・ 機能充実

男女共同参画会議は、その下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、その機能を最大限に発揮するよう努める。

女性に対する暴力については、配偶者暴力防止法の見直しに関する調査検討を行うとともに、男女共同参画基本計画の実施状況などを踏まえつつ、女性に対する暴力に関する幅広い問題について調査検討を行う。

苦情処理等関係については、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見（平成14年10月17日男女共同参画会議決定）」に基づき、苦情処理情報システムの構築を図っていく。監視関係については、「監視の実施方針」及び「監視に関する平成14年度の活動方針」に基づき、各府省の関連施策の実施状況について調査検討を行う。

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査については、ライフスタイルの選択に影響が大きい税制・社会保障制度・雇用システムについて、雇用システムにより力点をおいて調査検討する。

第2節 ■ 調査研究、情報の収集・ 整備・提供

男女共同参画社会の形成に関する調査研究を行うとともに、国際的な取組や諸外国における先進的な取組の動向等について、情報の収集・整備・提供に努める。

第3節 ■ 国の地方公共団体、NGOに 対する支援、国民の理解を 深めるための取組の強化

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

NGOとの連携強化を図るため、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を引き続き開催する。

また、様々な分野にチャレンジしたいと考える女性がチャレンジ支援関連情報に効率的にアクセスできる情報ネットワーク環境の構築に向け、地方公共団体等への情報提供等の取組を進める。

さらに、男女共同参画週間などを通じ、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう気運醸成を図る。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 ■ 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成12年8月の男女共同参画推進本部決定の目標（「2005（平成17）年度末までに「30%を達成する」）の早期達成に努める。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、各府省は、人事院の指針を踏まえ、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」について、その点検・評価に努めつつ、目標の達成に向け取組を推進する。人事院においては、計画の取組状況について現状把握を行うとともに、「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を開催して情報交換を行うなど、各府省と連携を図りつつ、女性国家公務員の採用・登用の拡大に向けて総合的かつ計画的に取組を推進する。

第2節 ■ 地方公共団体等における取組の支援，協力要請

都道府県・政令指定都市における審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が更に推進されるよう支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

第3節 ■ 企業，教育・研究機関，その他各種機関・団体等の取組の支援

政治，経済，社会，文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について広く協力要請を行う。

第4節 ■ 調査の実施及び情報・資料の収集，提供

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供，女性リーダーの養成に努める。さらに，国民の行政情報へのアクセスを進め，政策・方針決定過程の透明性を確保する。

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革

第1節 ■ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

政府の施策が男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進める。

また，個人がどのような生き方を選択しても，それに対して中立的に働くよう，社会制度・慣行について必要に応じて見直しを行う。

第2節 ■ 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

第3節 ■ 法識字の強化及び相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や，権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図るとともに，相談体制の充実を図る。

第4節 ■ 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報の収集・整備・提供を行う。また，無償労働について，定性的な把握とともに，数量的な把握に努める。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節 ■ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

積極的な行政指導により雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図る。また、ポジティブ・アクションについて、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合には適切な対応がなされるよう指導を行う。

第2節 ■ 母性健康管理対策の推進

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第3節 ■ 女性の能力発揮促進のための援助

女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。特に、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

第4節 ■ 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

また、女性起業家等に対する支援策の充実を図る。

平成15年度においては、厚生労働省では、民間の活力等をいかし、労働力需給の迅速、円滑、的確な結合を促進するため、労働者派遣事業制度等の改正について所要の措置を講じる。

労働時間等の労働条件や職場としての環境の整備等、在宅勤務に関する労務管理の在り方について検討委員会を設置し、労働基準行政上の取扱いを明確にするためのガイドラインの作成を行うとともに、説明会等の開催により広く事業主等に対し周知を図る。

また、多様就業型ワークシェアリングの導入を推進していくため、①ワークシェアリング普及推進会議の開催等による普及啓発、②多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施による業界・企業でのワークシェアリングの導入促進などの施策を実施する。

国土交通省は、先進的な団体等の表彰、シンポジウムの開催等の普及啓発活動を実施するとともに、関係府省と連携して、テレワーク普及促進に先進的な都市を国が支援する「モデル都市制度」を創設するための検討を行う。

第5章

農山漁村における 男女共同参画の確立

第1節 ■ あらゆる場における意識 と行動の変革

あらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動等を行う。

第2節 ■ 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

各都道府県及び市町村、農協等において関係機関との連携の下、農山漁村の女性の参画目標の策定及びその達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動を推進する。

また、男女共同参画を効果的に進めるため、新たに、ロールモデルとなる女性リーダーによる提言の場づくり、研修・会議等での講師としての活用等女性の能力発揮の場の拡大を図る。

第3節 ■ 女性の経済的地位の向上 と就業条件・環境の整備

女性を含む農業者の起業活動を支援するため、農業生産を核として新しく加工・流通等のアグリビジネスの分野に積極的に取り組む上で必要となる機械・施設の整備等への支援を行う。

また、女性に対する地域社会の意識改革を図るため、森林・林業男女共同参画シンポジウムや勉強会の開催等を支援するとともに、漁村女性たちの起業化グループが行う水産物の加工・販売等の取組に対する支援を行う。

第4節 ■ 女性が住みやすく 活動しやすい環境づくり

農山漁村における子育て相談員による子育て相談の実施や、男性の家事・育児参加を促すための研修の実施等により、女性が住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進する。

また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。

第5節 ■ 高齢者が安心して活動し、 暮らせる条件の整備

農村高齢者が、都市高齢者等とともに行う地域づくり活動を促進するとともに、都市部の住民が行う園芸作業への指導活動を実施する。また、農山漁村の少子・高齢化に対応するため、若者の流出、子育て環境等の少子化の要因について農山漁村の特徴に応じた調査研究及び普及啓発を行う。

さらに、農業協同組合、漁業協同組合等の女性・青年組織等を活用したボランティア活動を推進するとともに、高齢者介護体制に関する人材育成を図る。

第6章

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節 ■ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）並びに「少子化対策推進基本方針」（11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定）及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）（11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）に基づき、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。また、母子家庭等施策については、14年11月に改正された母子寡婦福祉法等に基づき、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策などの施策を総合的に展開する。

厚生労働省では、平成15年度において、約5万人の保育所受入児童数の拡大、特定保育事業の創設、送迎保育ステーション事業の拡充、家庭的保育事業の充実などの施策を推進する。

平成15年度に創設した特定保育事業では、親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に必要なに応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する。また、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増の1万1,600か所とするとともに、障害児を2人以上（現行は4人以上）受け入れている放課後児童クラブに補助加算を行うよう補助要件の緩和を図る。

さらに、地域の子育て支援の充実として、市町村地域子育て支援推進強化事業を創設

し、一時保育、つどいの広場事業等を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を実施する「子育て支援総合コーディネーター（仮称）」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置するなどの事業を推進することとしている。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安全に安心して歩くことができるよう、交通事故が多発している住居系地区や商業系地区を「あんしん歩行エリア」として指定の上、信号機、光ビーコン等の交通安全施設等を重点的に整備し、生活道路における通過交通の進入抑制や速度抑制、幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備を推進する。

文部科学省では、「幼児教育振興プログラム」に基づき、引き続き、幼稚園における子育て支援の機能・役割の充実に努めるとともに、平成15年度から新たに、多様な教育・保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園、保育所と小学校で、幼児・児童の合同活動や教員の合同研修、保護者の交流などを推進するための調査研究を実施する。

また、平成14年7月の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」報告を踏まえ、子育てに関する相談支援体制の整備として、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の拡充を図るほか、子育て経験者等の「子育てサポーター」を配置する事業の拡充を図る。

さらに、一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするために、家庭教育手帳及び家庭教育ノートについて、内容等の改善を図り、

中学生以下の子どもを持つ親へ配布する。

このほか、独立行政法人国立女性教育会館事業として、子育て中の親や子育てサークル、子育て支援団体、行政、関係機関などを結ぶ役割を地域社会の中で担っている「子育てネットワーク」に焦点を当て、子育ての負担が母親のみに集中する状況が緩和され、男性・女性が共に子育ての責任を果たし、地域一体となった子育て支援について、関係者の情報交換、意見交換を行うため「子育てネットワーク研究交流協議会」を開催する。

第2節 ■■ 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進めるため、仕事と育児・介護の両立のための制度の一層の定着促進を図るとともに、両立のための意識啓発を行う。

また、平成15年度においては、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」において設定された育児休業取得率の目標値を踏まえ、男性を含め労働者がより育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めるため、育児休業取得促進奨励金を新設し、その活用を図るとともに、企業の仕事と家庭の両立のしやすさを自主点検するための両立指標の周知・活用促進を図るなど、仕事と家庭の両立を一層推進するための各種施策を推進する。

第3節 ■■ 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

労働時間の短縮を図るとともに、家庭・地域生活への積極的参画の促進を図る。

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、「父親の役割を考えるフォーラム」等の拡充を図る。

第7章

高齢者等が安心して暮らせる 条件の整備

第1節 ■■ 高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

介護保険制度の一層の定着と着実な実施に向け、介護サービスの基盤整備を図るとともに、質の向上に取り組む。また、高齢者の介護ニーズを適切に把握するとともに、高齢者ができる限り介護が必要な状態にならず、自立した生活を送ることができるよう支援するなど、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

第2節 ■■ 高齢期の所得保障

公的年金制度が国民の老後を確実に支える役割を将来にわたって果たしていくことができるよう、平成16年の年金制度改正に向け、14年12月にとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を基に、国民的な幅広い議論を行っていくとともに、年金制度改正の具体化に向けて、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。

具体的には、短時間労働者等に対する厚生年金の適用、第3号被保険者制度の在り方をはじめとする女性と年金をめぐる諸問題についても、平成16年の年金制度改正に向けて、議論を進める。

第3節 ■■ 高齢者の社会参画の促進

高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。また、意欲と能力のある高齢者が少なくとも65歳まで働き続けることができる

社会を実現するための施策を推進する。

厚生労働省では、高年齢者の雇用・就業の促進を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保や、シルバー人材センターによる就業意欲、能力、体力に応じた多様な就業機会の提供等のほか、中高年齢者を対象とした試行雇用を通じて常用雇用への移行を図る等の施策を新たに講じることにより再就職の援助を進める。

第4節 ■■ 障害のある人への配慮の重視

「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン」が平成14年度で終期を迎えたことから、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、新たに「障害者基本計画」及び前期重点実施計画として「重点施策実施5か年計画」を策定したところである。今後は、これらに沿って、障害者施策の推進に努める。

第5節 ■■ 高齢者等の自立を容易にする 社会基盤の整備

高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、障害者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

警察では、高齢者が安全に安心して歩くこ

とができるよう、「あんしん歩行エリア」（第6章，第1節参照）における交通安全施設等の整備を重点的に進めるほか，自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用，携帯端末装置を通じて信号の状態を音声で知らせるなどの歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備，視認性の向上に有効な信号灯器のLED化等の道路交通環境の整備を推進する。

経済産業省では，障害者等のための歩行支援システム（障害者等ITS）に関する情報通信機器・システムの開発・実証実験等の事業を実施する。また，障害者のIT活用を支援する者を養成するための教材・オンライン学習システムの構築及び障害者等への情報提供を効果的にするWebサイトの拡充を行う。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 ■ 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力を根絶するための広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等によりの確な施策の実施に資する。

法務省では、女性に対する暴力の問題も含めた人権侵害に対する実効的な救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出しているところ、同法成立後は、新制度の円滑な施行に努める。

第2節 ■ 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

夫・パートナーからの暴力について、的確な取組を講じていくため、各種施策の充実や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の的確な運用を行う。

内閣府では、配偶者からの暴力に関し、支援者及び相談体制の実情や加害者更生に関する調査研究を実施する。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館事業としては、相談事業を行う女性関連施設の担当者を対象に、高度で専門的な知識と実践的な技法等を修得し、女性関連施設相談業務

担当者の資質向上を図る「女性関連施設相談担当者実践研修」を実施する。

第3節 ■ 性犯罪への対策の推進

性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。

第4節 ■ 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第5節 ■ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、必要な対策を採る。

第6節 ■ ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を適切に運用し、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、あわせて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動を推進する。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節 ■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進する。

第2節 ■ 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

国立成育医療センターにおいて、女性特有の身体的・心理的特徴に対応した医療を適切に提供するための女性専門外来を、平成15年度に開設する。

農林水産省では、国民一人一人が「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけることを促すため、各種媒体を通じた「食育」に関する全国一斉の普及・啓発活動、地域の特色をいかした「食育」の実践活動や食育推進ボランティアへの支援等を実施する。

第3節 ■ 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ，性感染症について，正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を推進する。

厚生労働省では，薬物乱用対策として，徹底した取締りを行うとともに，予防啓発活動の一層の推進を図るため，新たに，地域における薬物乱用防止のための対話集会の開催や小学生の保護者向けの啓発読本の作成・配布を行う。

文部科学省では薬物乱用防止教室の推進や教育教材の作成・配布など各種施策を推進し，薬物乱用防止教育の充実を図る。

第10章

メディアにおける女性の人権の尊重

第1節 ■ 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。

また、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。

第2節 ■ 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

内閣府では、平成14年度に策定した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」について広く周知し、国の行政機関が作成する広報・出版物において、男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう推進するとともに、地方公共団体等においても同様の取組がなされるよう奨励する。

第11章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節 ■ 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

文部科学省では、高等学校において、平成15年度から新しい学習指導要領を学年進行により実施することとしている。新学習指導要領においては、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図る。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、教師の生涯学習の一環として、学校教育における男女共同参画に関する指導の充実を目的とした「男女共同参画を進めるための教員セミナー」を実施する。

第2節 ■ 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

また、平成14年度から引き続き「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を開

催し、一人一人がそれぞれの目標や状況に対応して柔軟に働いたり学習したりできるようにするため、主として生涯学習の観点からの支援及び女性が安心して能力を発揮できるような環境整備の支援について検討する。

また、青少年の奉仕活動・体験活動を総合的に推進するため、国民の関心を引き付ける広報啓発・普及活動の全国展開、奉仕活動・体験活動に関する調査研究を実施するなど奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開する。あわせて、推進体制を計画的に整備充実するとともに、地域の実情に即した子どもの多様な活動促進を図るためのモデル事業を実施する。

第12章

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節 ■ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

第2節 ■ 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助大綱」（平成4年6月閣議決定）を踏まえ、「途上国の女性支援（WID：Women in Development）イニシアティブ」に沿って、女性の地位の強化と男女格差の是正に配慮する。また、援助側における女性の参画にも配慮しつつ、被援助国における男女共同参画の促進を図るよう努める。

国連を中心として展開する世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

資料 平成15年度 男女共同参画推進関係予算額の概要

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算 額	比 較 増△減額
第2部 施策の基本的方向と具体的施策				
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		7,064	7,040	△ 24
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	人事院	7,064	7,040	△ 24
(2) 地方公共団体等における取組の支援，協力要請				
(3) 企業，教育・研究機関，その他各種機関・団体等の取組の支援				
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集，提供				
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革		167,278	135,845	△ 31,433
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し				
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	厚生労働省	165,077	133,956	△ 31,121
(3) 法識字の強化及び相談の充実	総務省	2,201	1,889	△ 312
(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供	国土交通省	(5,541)	(5,541)	
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		66,830,055	54,885,486	△ 11,944,569
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	厚生労働省	783,570	709,595	△ 73,975
(2) 母性健康管理対策の推進	厚生労働省	157,638	144,630	△ 13,008
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	厚生労働省	59,460,552	47,537,306	△ 11,923,246
	経済産業省	565,704	820,698	254,994
	経済産業省	(30,001)	(25,497)	
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	総務省	(1,399,235)	(949,829)	
	厚生労働省	5,803,483	5,635,723	△ 167,760
	国土交通省	59,108	37,534	△ 21,574
4 農山漁村における男女共同参画の確立		5,811,622	4,091,708	△ 1,719,914
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	農林水産省	465,955	75,580	△ 390,375
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農林水産省	345,620	244,279	△ 101,341
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産省	4,588,900	3,457,436	△ 1,131,464
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	農林水産省	134,514	138,463	3,949
(5) 高齢者が安心して活動し，暮らせる条件の整備	農林水産省	276,633	175,950	△ 100,683
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		1,371,359,469	1,383,538,540	12,179,071
(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	文部科学省	3,976,201	4,300,617	324,416
	厚生労働省	1,249,575,234	1,258,271,553	8,696,319
	警察庁	(34,100,000)	(35,000,000)	
	経済産業省	1,375,083	1,000,000	△ 375,083
	国土交通省	(2,045,424,000)	(2,021,820,000)	
(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	厚生労働省	105,612,817	109,860,629	4,247,812
	人事院	0	2,063	2,063
(3) 家庭生活，地域社会への男女の共同参画の促進	内閣府	121,260	121,346	86
	文部科学省	42,003	30,143	△ 11,860
	厚生労働省	8,089,617	7,267,169	△ 822,448
	経済産業省	150,000	164,000	14,000
	環境省	2,417,254	2,521,020	103,766
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備		7,448,911,850	7,637,766,782	188,854,932
(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	厚生労働省	1,624,494,247	1,854,128,133	229,633,886
(2) 高齢期の所得保障	厚生労働省	5,491,921,719	5,628,406,436	136,484,717
(3) 高齢者の社会参画の促進	内閣府	22,049	35,725	13,676
	文部科学省	8,941	8,262	△ 679
	厚生労働省	21,599,337	21,370,262	△ 229,075
(4) 障害のある者への配慮の重視	厚生労働省	304,951,084	130,147,447	△ 174,803,637
	経済産業省	0	266,000	266,000
(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備	経済産業省	4,470,000	2,226,504	△ 2,243,496
	警察庁	8,875	8,056	△ 819
	警察庁	(34,100,000)	(35,000,000)	
	総務省	1,435,598	1,169,957	△ 265,641
	経済産業省	(5,999,000)	(4,929,000)	
	国土交通省	(1,538,859,827)	(1,912,178,297)	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算 額	比 較 増△減額
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶		4,868,720	4,048,410	△ 820,310
(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	警察庁 法務省 厚生労働省	369,181 2,209 423,849	96,490 2,209 417,925	△ 272,691 0 △ 5,924
(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進	警察庁 厚生労働省	37,216 216,014	891 295,920	△ 36,325 79,906
(3) 性犯罪への対策の推進	警察庁	424,456	288,768	△ 135,688
(4) 売買春への対策の推進	警察庁 法務省	46,280 129,354	54,256 87,874	7,976 △ 41,480
(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	厚生労働省 人事院	2,492,088 1,940	2,544,546 1,932	52,458 △ 8
(6) ストーカー行為等への対策の推進	厚生労働省 警察庁	247,230 478,903	219,133 38,466	△ 28,097 △ 440,437
8 生涯を通じた女性の健康支援		30,708,505	33,860,458	3,151,953
(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透	厚生労働省	604,016	720,776	116,760
(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	文部科学省 厚生労働省	526,500 24,828,074	312,700 28,200,073	△ 213,800 3,371,999
(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	農林水産省 警察庁 文部科学省 厚生労働省	536,800 39,191 534,507 3,639,417	680,000 39,191 390,201 3,517,517	143,200 0 △ 144,306 △ 121,900
9 メディアにおける女性の人権の尊重		30,042	24,702	△ 5,340
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	文部科学省	30,042	24,702	△ 5,340
(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進				
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		88,683,483	101,468,029	12,784,546
(1) 男女平等を推進する教育・学習	文部科学省 厚生労働省	2,197,817 307,158	1,774,859 895,348	△ 422,958 588,190
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	文部科学省	86,178,508	98,797,822	12,619,314
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献		595,229	239,458	△ 355,771
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	外務省	397,372	132,346	△ 265,026
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 環境省	16,148 50,014 112,259 19,436	16,148 48,434 27,247 15,283	0 △ 1,580 △ 85,012 △ 4,153
小 計		9,017,973,317	9,220,066,458	202,093,141
第3部 計画の推進				
	内閣府 法務省	405,836 13,314	402,172 13,293	△ 3,664 △ 21
総 合 計		9,018,392,467	9,220,481,923	202,089,456

※平成14年度予算額は、平成15年度予算額を整理する上で変更があります。